

陳情一覧表

令和6年8月29日(木)

陳情番号	件名	陳情者	付託委員会
陳情第4号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書	中津川市阿木5722 自治体職員をハラスメントから守る東濃の会 代表 梅本 栄	総務企画委員会

陳 情 文 書 表

令和 6 年 第 4 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

令和 6 年 8 月 2 9 日 （ 木 ）

受理番号	陳情第 4 号	受理年月日	令和 6 年 8 月 2 3 日
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書		
陳情者	中津川市阿木 5 7 2 2 自治体職員をハラスメントから守る東濃の会 代表 梅本 栄	付 託 委員会	総務企画委員会
【陳情理由】 <p>議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、そこに少なからず「心理的圧力が伴っている」現状があります。すなわち、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与えるパワーハラスメント行為ではないでしょうか。</p> <p>ハラスメント防止の重要な視点は、「受け手がどのように感じているか」という想像力と実態調査です。東郷町では、町長から職員へのハラスメントが問題になりましたが、町長（当時）は「受け手の感じ方が重要だ」と考え、全職員にアンケート調査の実施に踏み切った結果、その調査をもとに適切な判断をすることができました。</p> <p>貴議会に対しては、以前「政党機関紙（赤旗）の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情」の提出がされて、「議員は、陳情書にあったように市庁舎内での勧誘・配達を自粛することが望ましいと考えます。職員の対応は、執行部で検討いただくことを申し入れます。」とあります。議員による職員に対するハラスメント行為は絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も56にのぼります。貴議会においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。もしくは「庁舎内では政党機関紙の営業行為を認めておらず、勧誘の実態が一切ない」事を行政と確認してください。</p>			

【陳情項目】

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。